

警察署協議会議事録

| | |
|------|---|
| 協議会名 | 令和5年第2回宮城県仙台東警察署協議会 |
| 開催日時 | 令和5年7月5日（水） 午前 9時30分から 午前 11時05分まで |
| 開催場所 | 仙台東警察署会議室 |
| 出席者等 | <p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～ 会長 岡 修一郎 副会長 日野 京子 副会長 齋藤 重禎 委員 渡邊 礼子 委員 梅木 康洋 委員 千賀 隆史 ・ 欠席委員～ 委員 佐藤 万里子 委員 畑中 幸子 委員 神尾 敏英 委員 伊藤 貴子 <p>2 警察署側 署長 副署長 刑事官 副参事 会計課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 刑事第一課長 刑事第二課長 交通課長 警備課長</p> |
| 議事概要 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別 紙

1 協議事項

(1) 特殊詐欺対策について

刑事官から説明があった。

ア 特殊詐欺被害の認知状況

- ・ 令和5年における認知件数及び被害金額は、県内・当署管内とも前年に比べて増加している。
- ・ 県内の認知件数に占める仙台市内の割合は、令和4年が約65%、令和5年が約70%と高くなっている。
- ・ 手口別では、令和4年がキャッシュカード詐欺盗・還付金詐欺が減少した一方で架空料金請求詐欺が大幅に増加し全体の約5割を占めた。
- ・ 令和5年は、令和4年にほとんど見られなかった「融資保証金詐欺」や「金融商品詐欺」が発生している。

イ 被害者の特徴

(ア) 男女別

男性47%、女性53%

(イ) 年代別

30代未満3%、30代4%、40代4%、50代7%、60代24%、70代35%、80代以上23%

ウ 特に注意すべき手口について

(ア) 架空料金請求詐欺

インターネット閲覧中に「パソコンがウイルスに感染しています」との警告画面を表示し、プロバイダによる遠隔修理等のサポート契約を装って、コンビニ等で販売されている電子マネーで支払わせる手口が多い。

(イ) 還付金詐欺

市役所や社会保険事務所を装い、「(医療費などの) 還付金がある」「今日が期限である」「ATM(受領)手続きができる」などとだましてATMに誘導し、携帯電話でその手続きを教えながらATMを操作させ、個別番号等と称して振込先の口座や振り込む金額等を入力させている。

(ウ) キャッシュカード詐欺盗

- ・ 言葉巧みに暗証番号を聞き出す。
- ・ 封筒をすり替えてキャッシュカードを盗む手口が多い。

エ 被害防止対策のポイント

(ア) 日頃の心構え

被害防止に関する情報を得るようにする。

(イ) 固定電話対策

- ・ 不要な電話に出ない対策が必要。
- ・ 特殊詐欺電話撃退装置が有効。

(ウ) 携帯電話・スマートフォン等対策

電話に出るときは、必ず番号を確認し、折り返しの連絡はしない。

(エ) 事業者等による対策

- ・ N T Tでは、通話の録音や解析サーバからの通知等を展開している。
- ・ 金融機関では、利用限度額の設定や防犯カメラの高度化、A T Mでの声かけ等を行っている。
- ・ コンビニ等では、ポスターやP O Pによる注意喚起、電子マネー購入者やA T M利用者への声かけ等を行っている。
- ・ 民生委員や包括支援センター等では、高齢者に対する被害防止対策の情報提供を行っている。

オ 特殊詐欺対策プロジェクトチームの活動

当署では、私以下14名のプロジェクトチームを中心に、全署体制で被害防止対策を推進している。

(ア) 事件対策班の活動

実行犯を始めとする犯行グループの検挙活動や犯行に使用されるツール対策、犯罪収益の剥奪等に関する捜査

(イ) 抑止対策班の活動

予兆電話注意報発令時の警戒・広報活動や事業者等と連携した各種被害防止活動等の推進

カ 各委員からの意見・質疑等

- ・ 郵便局では、特殊詐欺に注意するよう頻繁に声がけしているとの話を聞いた。
- ・ 仙台銀行では、行内で特殊詐欺の手口をV T Rで放送しており、非常に効果が高いと感じた。
- ・ 郵便局では、年金支給日に関係機関と協力して利用者への注意喚起を図っている。
- ・ ポスターは、A T Mコーナー全面に貼っているが、新しいポスターがあれば随時貼り替えをするので配付願う。
- ・ 「050-」から始まる電話番号には注意が必要とのことだが、「080-」から始まる電話番号が詐欺である可能性はあるか。

【刑事官】

「050-」以外の番号からの着信だから安全という訳ではない。常に警戒してほしい。

(2) 改正暴力団排除条例について

刑事第二課長から説明があった。

ア 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降減少傾向であり、令和4年末現在で約2万2,400人（暴力団構成員約1万1,000人、準構成員等約1万1,400人）となっている。

イ 暴力団構成員等減少の経緯

平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が示されたことで、多くの企業が「企業倫理」として反社会的勢力との関係を遮断するようになった。

ウ 山口組分裂後の組織構成等

- ・ 平成27年8月末、六代目山口組が分裂し神戸山口組が結成
- ・ 平成29年4月、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組を結成
- ・ 令和2年7月、池田組が神戸山口組傘下から離脱

エ 暴力団排除条例の改正理由

県では、平成23年4月1日に暴力団排除条例が施行されたが、12年以上が経過する中で、暴力団情勢が変化したことにより、

暴力団情勢に的確に対応する必要性
全国の規制基準に引き上げる必要性

が生じたことによる。

オ 改正内容

(ア) 祭礼等からの暴力団排除（努力義務）

主催者又は運営者に対し、行事運営に暴力団又は暴力団員を関与させない措置を講ずるように努めることを規定

(イ) 暴力団事務所開設・運営禁止（罰則あり）

- ・ 保護対象施設（幼稚園、小学校等）の周囲200メートル以内の暴力団事務所開設・運営禁止
- ・ 都市計画法に規定する住居系用途地域及び商業系用途地域内の暴力団事務所開設・運営禁止

(ロ) 青少年の暴力団事務所立ち入らせ禁止（罰則あり）

正当な理由（暴力団員の実子や商品配達、集金等業務で来訪した場合等）なく、青少年を立ち入らせることを禁止

(ハ) 暴力団排除特別強化地域（罰則あり）

- ・ 暴力団排除特別強化地域（当署管内：榴岡一丁目、二丁目）の指定
- ・ 特定営業者（風俗店、居酒屋、レストラン等）の指定
- ・ 暴力団排除特別強化地域内での禁止行為（例：用心棒の役務の提供を受けること、役務の提供を受ける対償として金品等の供与をすること等）

(ニ) 調査

立入拒否、答弁拒否、虚偽答弁に罰則あり

カ 改正条例施行に向けた取組み

あらゆる広報媒体（アーケード内での音声広報、各種協議会での周知活動

等) を活用した広報活動を実施

キ 各委員からの意見・質疑等

- ・ 以前は、暴力団のような者が事務所に来たこともあったが、最近はそのようなこともなく、暴力的な事案等の発生もない。
- ・ 未だに暴力団を用心棒として認識している者も多くいると思うが、そのような暴力団に代わる組織や団体はあるのか。
- ・ ヤクザの定義とはどのようなものになるのか。
- ・ ヤクザを辞めた者に対するの更生プログラムのようなものはあるのか。

【刑事第二課長】

- ・ 用心棒として利用しないように、まずは警察に相談してもらいたい。
- ・ ヤクザの認定は、法律の規定に基づき、指定暴力団の構成員を暴力団員と認定している。
- ・ ヤクザを辞めて普通の生活がしたいと思う者に対し、手を差し伸べる企業が少ない等の理由から、更生プログラムが進まない現状である。

(3) 各委員からの意見・要望等

なし

2 事務連絡

令和5年第3回警察署協議会は、令和5年10月初旬に開催予定